

除雪に対する「理解とご協力を

お願いいたします

冬季の除雪は町内を17の区域に分けて、各委託業者が区域内の除雪作業を行っていただきます。限られた機材で除雪作業をスムーズに進めるため、皆様のご協力をお願いします。▽問い合わせ 建設課管理担当（電話2-2111 内線154）

除雪は深夜から早朝にかけて作業を実施します

降雪時、除雪車の出勤は一般に10センチメートル程度の降雪を目安としています。

1台の除雪車が除雪を終了するまでに約8〜10時間かかります。

降雪直後の除雪作業は、主に雪を道路脇にかき分ける作業になります。276キロメートルの道路を町と民間が保有する除雪車合計21台で作業を行います。

また、地域によっては除雪車の時間帯が異なるため、間口の除雪をした後に除雪車が通り、しばしば苦情が寄せられますが限られた除雪車の台数で除雪を行っておりますので、ご理解をお願いします。

国道と道道の除雪は

国道と道道の除雪は、それぞれ

れ帯広開発建設部と十勝総合振興局へ問い合わせください。

国道

帯広開発建設部足寄道路事務所
電話01540-25-2601

道道

十勝総合振興局帯広建設管理部
事業室事業課施設保全室
電話0155-27-8721

除雪についての5つのお願い

除雪作業を安全かつ迅速で効果的に行うために、次の点についてご協力をお願いします。

1 路上駐車はやめましょう

1台の車両の路上駐車のためにその周囲の除雪に時間がかかるほか、その先の道路が除雪できない場合があります。

2 道路に物は置かないでください

車庫の前に段差解消ブロックを置いたり、歩道上に物を設置することは、除雪作業に支障を来します。

3 除雪車には近づかないで

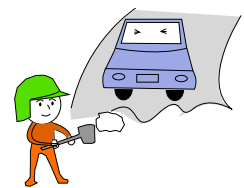
除雪車の周囲は作業員から見えにくく、大変危険です。作業中、走行中ともに絶対に近づかないでください。

4 玄関・車庫前の除雪は各家庭で



除雪は限られた時間で作業を行うため、雪を両脇に寄せる作業になります。

玄関前や車庫前に寄せられた雪の処理は、各家庭でお願いします。



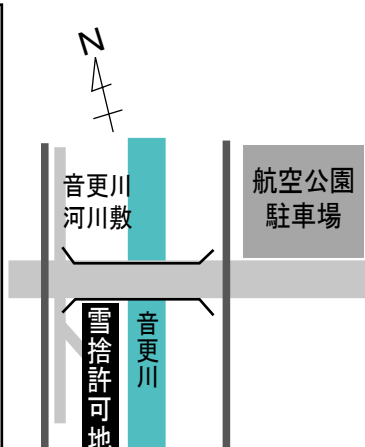
5 雪を道路や川に出さないで

住宅の敷地の雪や氷を、車道や歩道に出すことは、交通障害の原因になるとともに、道路法や道路交通法で禁じられています。

川に捨てることも、河川法で禁じられているほか、転落防止柵の破損などを招く恐れがあります。

雪捨て場を ご利用ください

除排雪で出た雪を持ち込むことができません。



除雪について、次のような 支援・助成事業があります

除雪機等整備支援事業 (町内会単位への支援)

詳しくは企画財政課企画担当へ問い合わせください。
電話2-2111 内線265